

# 被扶養者の認定について

## 1 被扶養者とは

組合員の収入によって生活している家族は「被扶養者」として、共済組合の給付を受けることができます。共済組合の被扶養者は、家族なら誰でもなれるというのではなく、法律などで決まっている次の認定要件を満たす必要があります。

## 2 被扶養者の認定要件

被扶養者と認められるためには、原則として、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・主として組合員の収入により生計を維持している者（生計維持関係）
- ・国内に居住する者（※1）
- ・次の①又は②のいずれかに該当する者

① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

又は

② ①以外の人で、三親等以内の親族  
 <例>伯（叔）父、伯（叔）母、  
 配偶者の父母、配偶者の子

同居・別居（※2）は問いません。

同居が条件になります。

※1 外国に赴任する組合員に同行する家族等例外を除く。

※2 別居の場合は、基準額以上を送金している必要があります（3(1)カ参照）。

## 3 生計維持関係

### (1) 生計維持関係の認定

次のア～カのような場合は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」には該当しないため、被扶養者にはなれません。

ア 認定を受けようとする者について、組合員以外の者が、給与条例の規定に基づく扶養手当又はそれに相当する手当を受けている場合

イ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、**社会通念上その組合員が主たる扶養者でないとき**（例：子を共同で扶養している場合、組合員の収入が配偶者より少ないとき）

ウ 年間（12か月の累計）**130万円以上**の恒常的な収入（※）がある場合

（障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は、年間**180万円以上**）

※ 恒常的な収入とは、**認定申告時以後将来に向かっての1年間の恒常的な収入見込み額の総額**をいいます。退職金、不動産売却代金等の一時的な収入は含みません。

※ アルバイト等で、勤務条件説明書等がなく、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは**4か月目の初日**に、又は12か月の累計が130万円以上になったときは**超過した月の初日**に認定の取消となります。

※ 所得税法上非課税となる収入も含まれます。

#### 【収入の例】

給与、通勤手当、パート・アルバイト等の収入、賞与、公的年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等）、企業年金、個人年金、傷病手当金、資産収入（地代・家賃・配当等）、営業・農業等の事業所得、株式譲渡収入 等

エ 雇用保険の失業給付を受給中の場合、その日額が**3,612円以上**のとき

オ 認定を受けようとする者（父母等）に配偶者がいる場合、両方の収入合計額が限度額以上のとき

カ 組合員と別居している親族について、**組合員の援助額が対象者の全収入額**（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の**3分の1未満**の場合

(2) 共同扶養義務者がいる場合

原則

被扶養者として認定する要件は、原則として次のとおりです。

- ① 年間収入（前年分又は向こう1年間の収入）の多い人の被扶養者とします。
- ② 組合員より配偶者の収入が多い場合、双方の年間収入が同程度（収入の差額が、年間収入額が多い方のその額に対して1割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。
- ③ 上記①又は②の要件を満たしていても、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは認定することはできません。
- ④ 被扶養者を分けて認定することはできません。

例外

組合員が育児休業等を取得した場合の特例について

組合員が育児休業（産前産後休暇を含む。以下「育児休業等」という。）を取得した場合、上記①から③の要件に関わらず、特例的に被扶養者を異動しない（認定を継続する）ことができます。

ただし、育児休業等の期間中でも、新たに誕生した子どもなどを被扶養者として申告する場合は、上記①から③までの要件により認定を行います（特例的に育児休業期間中のみ被扶養者の認定が分かれる場合があります。）。

（注） 育児休業等が終了した際には、改めて上記①から④までの要件により判定を行ってください。

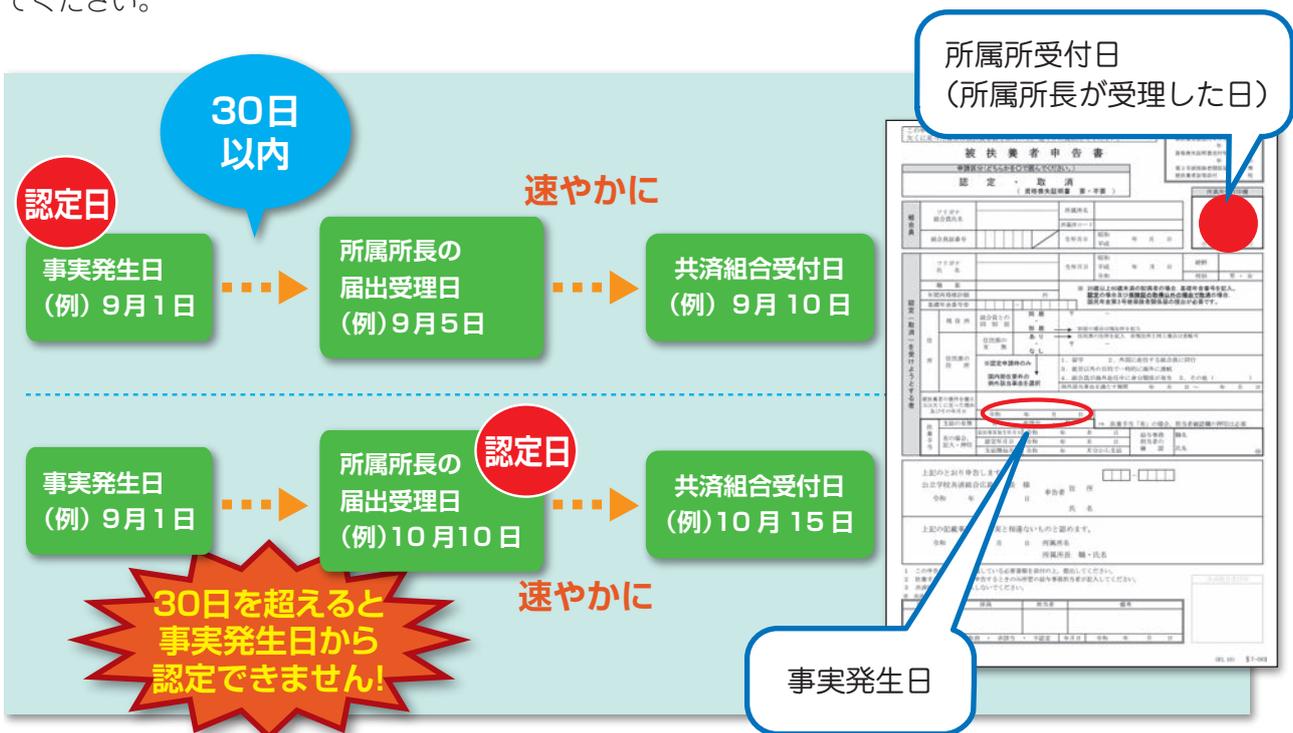
4 被扶養者の認定日・取消日

(1) 認定日

組合員となった日（他支部及び他共済組合からの転入を含む。）に被扶養者の要件を備える方がいる場合や、出生や結婚等で新たに扶養の事実が生じた場合は、事実発生日（被扶養者の要件を備えた日）から**30日以内に**「被扶養者申告書」により所属所長へ届け出てください。

所属所長への届出が事実発生日から起算して、30日を超えている場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。

そのため、被扶養者の要件を備える事実が生じた場合は速やかに「被扶養者申告書」を所属所長に提出してください。



## (2) 取消日

取消日は、届出が遅れても事実発生日に遡って取消となります。そのため、その間に被扶養者証を使用して保険医療機関等で受診された場合は、**共済組合が負担した医療費等を返還していただくこととなりますので御注意ください。**

## 5 被扶養者認定後の確認

被扶養者認定後は、被扶養者の収入状況等を常に把握していただき、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消の手続きを行ってください。

公立学校共済組合広島支部では、年に一度、被扶養者が要件を満たしているかの確認を行っています（被扶養者の検認）。このときに次の例のような書類を提出していただく必要がありますので、被扶養者の認定要件に係る書類等は必ず保管しておいてください。

### 提出が必要な書類の例

- ・非常勤講師等、勤務条件が定められている場合は勤務条件説明書等
- ・月々の給与明細書等
- ・送金を確認できる書類等（振込金（兼）受取書、預金通帳の写し等）

※ 送金については、原則手渡しを認めておりません。組合員名義で送金を行い、受取人も該当の被扶養者でなければなりません。

## 6 扶養親族との要件の違い

次の表は「共済組合の被扶養者」と「扶養手当における扶養親族」の認定における要件の一部です。

例えば、不安定収入者の場合は、「共済組合の被扶養者」では、4か月連続して月額108,334円以上支給された時、4か月目の初日で認定取消となりますが、「扶養手当における扶養親族」では、3か月の平均で判定するなど、要件が異なりますので、注意が必要です。

		共済組合の被扶養者	扶養手当における扶養親族【広島県条例の場合】
続柄		配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 3親等以内の親族	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 子・孫・父母・弟妹・祖父母 心身に著しい障害がある者
年齢		75歳未満	配偶者…年齢制限なし 子、孫及び弟妹…22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 父母及び祖父母…60歳以上 心身に著しい障害がある者…年齢制限なし
同居・別居		配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を除く親族は、組合員と同居していること	同居・別居を問わない
収入限度額	固定収入 ※2	年額	向こう1年間（12か月）130万円未満 ※1
		月額	108,334円未満（4か月以上雇用される場合） ※1
		日額	3,612円未満 ※1
	不安定収入	4か月連続で月額108,334円以上支給された場合、4か月目の初日で取消し	3か月の平均が108,417円以上の場合、翌月から取消し
通勤手当		支給額の全額を収入に含める	非課税部分は収入に含めない

※1 障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満となります。

※2 共済組合の被扶養者では、勤務条件説明書等により見込額が計算できる場合（非常勤講師等）は、固定収入として判定します。

福利厚生事務の手引をHPに掲載していますので、あわせて御覧ください。

